

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
行 行政局
文 書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次のとおり指定納付受託者を指定した。

令和8年4月21日

北海道知事 鈴木直道

- 名称
アマゾンジャパン合同会社
- 所在地
東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
- 指定をした日
令和8年4月21日

北海道告示第199号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により、ながぬま土地改良区から、次のとおり役員就任及び退任の届出があった。

令和8年4月21日

北海道知事 鈴木直道

就任	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住	所
同	令和8.4.1	理事	菊地 博	夕張郡長沼町西1線南2番地	
同	同	同	三上 守親	同 郡長沼町西7線南5番地	
同	同	同	服部 秀夫	同 郡長沼町東7線南10番地	
同	同	同	尾崎 雄二	同 郡長沼町東7線南14番地	
同	同	同	松坂 達也	同 郡長沼町錦町南1丁目8番1号	
同	同	同	矢田 和征	同 郡長沼町西2線北15番地	
同	同	同	山田 傑	同 郡長沼町銀座南2丁目1番1-110号	
同	同	同	前田 一知	同 郡長沼町東3線南12番地	
同	同	同	植村 真美	赤平市西文京町2丁目1番地16	
同	同	同	越路 靖之	夕張郡長沼町西1線北13番地	
同	同	同	加藤 仁一	同 郡長沼町西4線北3番地	
同	同	同	工藤 誠	同 郡長沼町東1線南6番地	
同	同	同	平田 真一	同 郡長沼町東4線北18番地	
同	同	監事	仁木 義昭	同 郡長沼町東5線北1番地	
同	同	同	信田 祐一	同 郡長沼町西1線北17番地	
同	同	同	近藤 元	同 郡長沼町西4線南4番地	
退任	令和8.3.31	理事	菊地 博	同 郡長沼町西1線南2番地	
同	同	同	山本 仁	同 郡長沼町西7線南3番地	

目次

目次	ページ
規則	
○北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則……………（林業木材課）	53
告示	
○指定納付受託者の指定……………（官民連携推進局）	53
○土地改良区の役員就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	53
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定……………（治山課）	54
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定……………（治山課）	54
○道路の供用の開始……………（維持管理防災課）	54
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………（出納局総務課）	54
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（2件）……………	55
○特定調達契約に係る入札の公告……………	55

規則

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月21日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第41号

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

北海道林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和51年北海道規則第91号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和8年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

北海道告示第198号

同	同	同	三上 守親	同	郡長沼町西7線南5番地
同	同	同	山本 公二	同	郡長沼町東2線南9番地
同	同	同	坪井 裕一	同	郡長沼町東5線北7番地
同	同	同	木工 順人	同	郡長沼町東1線北6番地
同	同	同	記虎 悟	同	郡長沼町東3線北9番地
同	同	同	越路 靖之	同	郡長沼町西1線北13番地
同	同	同	尾崎 雄二	同	郡長沼町東7線南14番地
同	同	同	服部 秀夫	同	郡長沼町東7線南10番地
同	同	同	松坂 達也	同	郡長沼町旭町北1丁目3番9号
同	同	同	矢田 和征	同	郡長沼町西2線北15番地
同	同	同	植村 真美	赤平市西文京町2丁目1番16	
同	同	監	事 水岡 忍	夕張郡長沼町東9線南14番地	
同	同	同	谷口 利信	同	郡長沼町西5線北1番地
同	同	同	仁木 義昭	同	郡長沼町東5線北1番地

北海道告示第200号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和8年4月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 保安林予定森林の所在場所 古宇郡泊村大字興志内村36の3地先・38の1地先（以上2筆地先国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第201号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する予定である。

令和8年4月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 解除予定保安林の所在場所 厚岸郡浜中町浜中東6線108（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 風害の防備
 - 3 解除の理由 土石採掘用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道釧路総合振興局産業振興部林務課及び浜中町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第202号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道釧路総合振興局釧路建設管理部に備え置いて、この告示の日から起算して2週間、一般の縦覧に供する。

令和8年4月21日

北海道知事 鈴木直道

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道道 知床公園羅臼線	目梨郡羅臼町北浜22番1地先から 同郡羅臼町岬町54番地先まで	令和8年4月21日

北海道告示第203号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和8年4月21日

北海道知事 鈴木直道

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
令和8年度財務会計システム等の工程管理委託業務 一式
- 2 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月25日
- 3 随意契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏名 合同会社デロイトトーマツ
 - (2) 住所 東京都千代田区丸の内3丁目2番3号丸の内二重橋ビルディング
- 4 随意契約に係る契約金額
149,930,000円
- 5 契約の相手方を決定した手続

<p>随意契約</p> <p>6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による。</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道出納局総務課財務システム企画室</p> <p>(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目</p>	<p>1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 灯油（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価）</td> <td>34,000リットル</td> </tr> <tr> <td>(2) 灯油（室蘭A地区）（1リットル当たりの単価）</td> <td>35,000リットル</td> </tr> <tr> <td>(3) 灯油（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価）</td> <td>75,000リットル</td> </tr> <tr> <td>(4) 灯油（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価）</td> <td>11,000リットル</td> </tr> <tr> <td>(5) 灯油（むかわ・穂別地区）（1リットル当たりの単価）</td> <td>14,000リットル</td> </tr> </table> <p>2 落札を決定した日 令和8年4月10日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏 名 ミナミ石油株式会社</p> <p>(2) 住 所 札幌市東区北34条東24丁目1番1号</p> <p>4 落札金額</p> <p>(1) 1の(1)から(3)まで 133円40銭</p> <p>(2) 1の(4)及び(5) 142円90銭</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 令和8年3月31日付け北海道教育庁胆振教育局告示第22号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室</p> <p>(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号</p>	(1) 灯油（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価）	34,000リットル	(2) 灯油（室蘭A地区）（1リットル当たりの単価）	35,000リットル	(3) 灯油（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価）	75,000リットル	(4) 灯油（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価）	11,000リットル	(5) 灯油（むかわ・穂別地区）（1リットル当たりの単価）	14,000リットル
(1) 灯油（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価）	34,000リットル										
(2) 灯油（室蘭A地区）（1リットル当たりの単価）	35,000リットル										
(3) 灯油（室蘭B・登別地区）（1リットル当たりの単価）	75,000リットル										
(4) 灯油（安平・厚真地区）（1リットル当たりの単価）	11,000リットル										
(5) 灯油（むかわ・穂別地区）（1リットル当たりの単価）	14,000リットル										
<p>道 教 育 庁 教 育 局 告 示</p>											
<p>北海道教育庁胆振教育局告示第25号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>令和8年4月21日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁胆振教育局長 田 口 範 人</p> <p>1 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量</p> <p>A重油（伊達・虻田地区）（1リットル当たりの単価） 235,000リットル</p> <p>2 落札を決定した日 令和8年4月10日</p> <p>3 落札者の氏名及び住所</p> <p>(1) 氏 名 株式会社栗本</p> <p>(2) 住 所 伊達市大町11番地</p> <p>4 落札金額 135円</p> <p>5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札</p> <p>6 一般競争入札の公告 令和8年3月31日付け北海道教育庁胆振教育局告示第21号</p> <p>7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地</p> <p>(1) 名 称 北海道教育庁胆振教育局道立学校運営支援室</p> <p>(2) 所在地 室蘭市海岸町1丁目4番1号</p>	<p>北海道教育庁渡島教育局告示第38号</p> <p>次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。</p> <p>なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。</p> <p>令和8年4月21日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁渡島教育局長 長 居 成 好</p> <p>1 入札に付する事項</p> <p>(1) 調達をする特定役務の名称及び数量</p> <p>ア 実習船若竹丸定期検査工事 一式</p> <p>イ 実習船北鳳丸一般工事 一式</p> <p>ア及びイについては、それぞれの入札とする。</p>										
<p>北海道教育庁胆振教育局告示第26号</p> <p>次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。</p> <p>令和8年4月21日</p> <p style="text-align: right;">北海道教育庁胆振教育局長 田 口 範 人</p>											

- (2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間
 ア (1)の ア 令和8年6月8日から同年8月10日まで
 (入渠期間 令和8年7月6日から同年8月10日まで)
 イ (1)の イ 令和8年6月8日から同年8月28日まで
 (入渠期間 令和8年7月24日から同年8月28日まで)
- (4) 履行場所 造船所
- 2 入札に参加する者に必要な資格
 次のいずれにも該当すること。
- (1) 令和8年度に有効な道の競争入札参加資格のうち船舶の建造又は修理の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 総トン数700トン以上の船舶（鋼船）の修理能力を持っていること。
- (5) 造船所内に乾ドックを有すること。
- 3 条件付一般競争入札参加資格の審査
- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
- ア 申請の時期 令和8年4月21日（火）から同年5月12日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで
- イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
- ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。
- 4 契約条項を示す場所
 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
- 5 入札執行の場所及び日時
- (1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階403号会議室
 (送付による場合は、郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目

- 6番16号 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室)
- (2) 入札日時
 ア 1の(1)の ア 令和8年6月1日（月）午前10時（送付による場合は、同年5月29日（金）午後5時までに必着）
 イ 1の(1)の イ 令和8年6月1日（月）午前10時30分（送付による場合は、同年5月29日（金）午後5時までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。
- 6 入札保証金
 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 7 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。
 なお、北海道教育庁渡島教育局のホームページ（<https://www.dokyo.pref.hokkaido.lg.jp/hk/oky/hc/nyusatu.html>）においてダウンロードすることができる。
- 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
 平成16年北海道告示第448号の2の(1)の ア及び3の(2)による。
- 9 落札者と契約の締結を行わない場合
 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 10 その他
 平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(5)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
- (1) 入札説明の日時及び場所
- ア 1の(1)の ア
 (ア) 日時 申請者あて連絡する。
 (イ) 場所 函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船若竹丸
- イ 1の(1)の イ
 (ア) 日時 申請者あて連絡する。
 (イ) 場所 函館市海岸町 函館港海岸町船溜岸壁 実習船北鳳丸
- (2) 契約に関する事務を担当する組織
- ア 名称 北海道教育庁渡島教育局実習船管理室
- イ 所在地 郵便番号 041-8557 函館市美原4丁目6番16号
- ウ 電話番号 0138-47-9592

11 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

- a Training ship WAKATAKE-MARU Repair Service 1 set
- b Training ship HOKUHO-MARU Repair Service 1 set

B Bid tendering date and time :

- a 10 : 00 A.M., June 1, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 29, 2026)
- b 10 : 30 A.M., June 1, 2026
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., May 29, 2026)

C Contact : Office of Training Ship Management, Oshima District Bureau of Education,
Hokkaido Office of Education, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8557 Japan
Phone : 0138-47-9592
